

## 2015年度後期 「労働と生活」

第12回 (2016.1.14)

### 協同組合とは何か、協同組合の取り組み 労金・共済運動、たすけあいの現状と課題

大 泉 敏 男 (東北労働金庫山形県本部 本部長、山形県労福協 副理事長)

熊 澤 年 啓 (全労済山形県本部 本部長、山形県労福協 副理事長)

「ろうきん物語—労働金庫の過去・現在・未来—」

東北労働金庫山形県本部 本部長 大泉 敏男

#### 1. はじめに

こんにちは。ご紹介いただきました労働金庫の大泉でございます。今日は、流れとして、はじめに簡単に自己紹介をさせていただいた後、労働金庫がどういう生い立ちで現在まで来ているか、これからどういうことをしようとしているのかということ。そして、最後に一言皆さん方にお話をさせていただきたいと考えています。

始めに自己紹介ですけれども、私も人文学部を卒業し、その後県庁に入りまして、レジメに記載のとおりいろんな職場を経験いたしました。福祉事務所の福祉課というのは、今生活保護が非常に増えているという状況にありますけれども、生活保護のケースワーカーなどをしたのが県職員のスタートになります。最後に観光物産課とあります。今年の冬は雪がなくて雪まつりが中止になったり、どのようにして観光客を呼ぼうかと大変苦慮している状況にありますけれども、観光物産課ではそういう県の観光キャンペーンの仕事をさせていただいておりました。その後は、県の職員の労働組合である「県職労」、市町村の職員の皆さんも含めて「自治労」という組織を作っておりますけれどもその委員長。そして連合山形の会長をやって、昨年6月から東北労働金庫の県本部長をさせていただいております。

労働金庫の中身については後程これからお話をさせていただきますけれども、東北地方には58の金融機関があります。その中で預金、融資ともに第8位という状況になっております。これは蛇足なのですが、去年の夏に日経新聞社が学生の皆さんを対象にして今年の3月卒業予定者を対象にしてインターネット調査をした結果、東北地方にある企業の中で16位、文系では15位という人気を得ているということで、ただ有効回答数が297名ですから、これが全体的なトレンドを表しているのかということの一つのあくまでも参考だということで御覧いただきたいと思います。今年4月の東北労働金庫の採用予定人員は31名です。この中には最終的にどうなるかは分かりませんが、山形大学の卒業予定者も含まれております。

#### 2. ろうきんの生い立ち

労働金庫は、どのようにして出来たかということですが、1945年8月15日に戦争が終了します。敗戦なのか終戦なのかいろいろ言い方はありますが、1945年の8月に戦争が終わって、その後は非常に大変な時期がしばらく続きます。食糧もままならない、あるいは住宅もままならない、物資も不足している。さらには賃金が遅配をされる。遅配と言うのは賃金が例えば20日なら20日に貰えない、20日ではなくて翌月にしか支給されない。そういうのを遅配と言います。あるいは欠配ですね。賃金が払われない。こういう状況のなかで非常に生活が苦しい。しかし、今と違って市中の金融機関が労働者には金を貸してくれない。生活が大変。要するに賃金が得られないのでお金を借りて物を買うしかないという状況ですが、貸してくれないという状況がありました。高利貸しや質屋に頼らざるを得ない。それで生活費を賄うという状況があり、非常に生活が大変だったという状況があります。生活が限界だということで、それならば自分たちで働く仲間

の金融機関を作ろうということが労働金庫の最初のスタート、生い立ちということになります。

背景には戦後労働組合というものが作られていきます。戦前は労働組合というのは非合法組織です。労働組合を作ると弾圧され潰されるという状況がありました。戦後は労働運動は認知をされている。なぜ戦争を防げなかったかということの反省の上で、戦後の民主化が行われますけれども、その戦後の民主化のなかで、2つだけ今日お話しすると、「物の言える職場や地域社会を作ろう」ということで労働組合が必要だというのが一つです。職場、地域に民主主義を根付かせるには、労働組合が必要だということで労働組合が組織化をされた。もう一つは、地方自治です。大日本帝国憲法には、地方自治という規定はありませんけれども、今の日本国憲法については、初めて地方自治という規定がされました。これも民主主義を地域の中に作ろうということからスタートをしました。

1950年（昭和25年）から全国に作られて、47都道府県すべてに労働金庫が作られてきたという歴史になっています。「一人はみんなのために みんなは一人のために」が労働金庫のスローガンです。生活協同組合、あるいは農業協同組合、そして労働組合、基本的なスローガンというのは全部同じです。「一人はみんなのために みんなは一人のために」という理念のもとに労金が生まれたということになります。

山形県内の設立の経過は、1951年に山形県が主催をして労働組合懇談会を行って、そこから労働金庫を作ろうという流れになっています。最初、米沢で準備会が開かれ、それから山形県全体の準備会が開かれて1952年に信用組合山形県労働金庫が設立されます。この段階では、根拠法令は信用組合法です。翌年1953年に労働金庫法が出来て、そこから労働金庫法を根拠にした現在の労働金庫の取り組みが始まったという状況にあります。1953年から50年経った2003年に現在の東北労働金庫ができました。山形県には山形県労働金庫というのがあって、宮城県には宮城県労働金庫がありましたけれども、東北6県が纏まって2003年に東北労働金庫が誕生したという経過になっております。

### 3. ろうきんの国際的評価

最初に、ちょっと話が飛んでしまいますけれども、労働金庫がどのように評価をされているかということですが、ILO（国際労働機関）、国連の中の一つの機関ですけれども、このILOが2011年に来日調査を行いました。労働金庫の実態を取りまとめて「ファイナンシャル・インクルージョンを推進し成功を収めている労働者の物語」という報告書を作成しました。ファイナンシャル・インクルージョンと言うのは、直訳をすると「金融包摂」ですね。最近インクルージョンと言う言葉が結構ありますけれども、包摂と言う。こういう言葉ですけれども、分かりやすく言うと、低所得者層あるいは中小零細企業、このような人達や企業に対して手頃で良質な金融サービスを提供していく。そのことによって低所得者層が自立をしていく、あるいは安定した生活ができるようにする。あるいは、中小企業が安定した経営ができる。あるいは、きちっとした経営ができる。こういうことを目的とするということが「ファイナンシャル・インクルージョンを推進する」という意味です。

この文章が報告書の中身になっていまして、「労働金庫は、長年その使命に忠実であっただけではなく日本の金融市場においてニッチな…」ニッチと言うのは隙間ですね。隙間産業をニッチ産業と言いますけれども、要するに巨大な商業銀行の隙間を縫って低所得者層の為に金融サービスを提供して、その自立のために頑張ってきたという意味です。労働金庫は、世界的に見ると極めて珍しいと評価をされています。『政治的、イデオロギー的な違いを超えて、福祉は皆のもの』という精神と共に、そのモデルを世界的に伝えていくことが理想的であると考えると、こういう報告書がILOから2011年に出され評価をされているということでもあります。

### 4. ろうきんの法的位置づけ

それでは、先ほど労働金庫は労働金庫法が根拠法令とお話をしました。市中の銀行は銀行法という法律があって、銀行法に基づいてやる。信用金庫は信用金庫法と言うそれぞれの法律があります。労働金庫法と言うのは労働組合や消費生活協同組合、その他労働者の団体が組織をしてやる。この団体という所が銀行法とは決定的に違うということになります。後ほど説明をします。

第5条に原則ということで「金庫は、営利を目的としてその事業を行ってはならない。金庫は、その行う事業によってその会員に直接の奉仕をすることを目的とし…」と書いてあります。労働金庫法第5条の1項と2

項については、後ほど説明をします。労働金庫と銀行の違いは何か。これ分かるようで分からないことなので、後でまとめて説明をしたいと思います。

第3項「金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない」と言うのは、例えばある政党に対して政治資金をやるとか、ある政党のためだけに物事をやるということは駄目ですと言うことであって、労働金庫の目的を達成するために政治に働きかける。例えば、請願をするとか、そういうことを禁止しているというわけではありません。

## 5. ろうきんと銀行の違い

具体的な業務は、基本的に普通の銀行と変わりません。お金を皆さんから預かる。融資をする。基本的に同じだと理解をしていただいて良いと思います。そこで「労金と銀行の違い」ですけれども、まず労金は「協同組織」だということです。銀行は株式会社です。協同組織は「1会員1票制」。会員と言うのは団体です。労働組合であるとか、そういう団体ですね。これらが1票しかありません。例えば1000人の労働組合と5人の労働組合で、その違いがあるかという違いはなくて、1000人の労働組合も5人の労働組合も同じ1票しか持たないというのが協同組織です。株式会社の場合は「1株1票制」で、いっぱい株を持っている人がその会社を支配する。協同組織は、いっぱい組合員がいても、それで支配力が強くなるということはない。ここが協同組織と株式会社の違いです。

「営利を目的としない」とはどういう意味か。株式会社は利潤追求を目的とする。結果的には労金も利益を出します。銀行も利益を出すので、その違いと言うのはいったいどういうことかということですが、法律の用語というは、なかなか分かっているようで分からない用語がいっぱいあります。これもそうだとある種割り切って理解してもらいたいんですけれども、労金の場合は「会員に対して直接奉仕をする」ということが目的なんです。「会員の為に」というのが直接の目的なんです。利益を出すというのは、これは利益を出すことが目的ではない。結果として利益は出ます。利益を出さないと存続できませんから。ところが株式会社は利益を出すということを目的とする。結果として、その利益を分配することはありますけれども、あくまで株式会社を設立した人は、利用者により良いサービスを提供するということが目的ではない。儲けることが目的です。協同組織は、利用者により良いサービスを提供することが目的です。これが営利を目的とする、目的としないということの違いです。分かったようで分からない説明かもしれませんが、法律上はそういう定義になっているということです。

労金は、儲けは会員である団体に還元します。個人に還元をするのではなく団体に配当金、分配金という格好で配分をします。株式会社の場合は、利益は株主に還元をします。利用者個人に利益を還元するということはありません。

労金の場合は、勤労者個人を中心に融資をする。銀行は、企業を中心に融資する。ただ現実には、先ほど話がありましたように、預金・融資は、同じ業務をやってますし、普通の銀行も企業だけではなくて、個人への融資もしていますので現象面としては、ほとんど変わらない。労金は企業への融資は出来ないということ以外は、現象面としては変わりませんから分かりにくいんですけれども、今言ったような違いがあるということについてご理解をいただきたいと思います。

## 6. ろうきんの現状

現在労金は合併が進み、かつての47労働金庫が13労働金庫になっています。東北労働金庫の預金額は1兆7,340億円です。これは東北の中での金融機関で言うと58金融機関の内の8番目ぐらいです。全国の13労働金庫を合わせると預金額が18兆円、融資額は11兆円になります。全国に金融機関は568あります。568の金融機関の中での預金額で言うと11番目ぐらいです。融資額で言うと8番目ぐらいです。全国の労働金庫を合わせるとそういう感じになっているということです。

金融機関の安定性、あるいは経営の健全性からすると、自己資本比率が、資料は3月末現在ですけれども、9月末現在で言うと10%を超えていますので極めて安定をしていると考えていいと思います。不良債権比率も0.98%です。市中金融機関はもっと高いです。2~3%ぐらいの不良債権比率になります。それはなぜかと言いますと企業の不良債権を抱えているからです。そういうことで、労金は極めて安定していると言っていいと思

います。

## 7. 生活応援運動の展開

では、どういうことをやっているかということですが、1つは「生活応援運動」ということで、「生活設計サポート」として、預金計画、あるいは融資計画、そういう資産形成プランの提案をする。あるいは生活防衛サポートとして消費者教育ということでセミナーを開いたり、あるいは生活改善サポートということで多重債務者、サラ金や闇金融から借りて困っている人々を救済していく。具体的に言いますと、借金の返済計画を見直す、期間を見直すとか、あるいは、出来るだけ高金利で借りていたものについては低金利のものに借り換えをしていくというアドバイスを行う。あるいは、生涯の生活設計の支援をしていくという活動を行っています。

生涯の生活設計のサポートを話す前に、一つだけお話をしますけれども、労金は預金をATMから引き出す場合に手数料が0円です。実質0円。一旦差し引いてすぐに還元をするというやり方をやっています。通常1回108円の手数料が掛かります。例えば、108円で月3回×12カ月とすると年間3,888円を負担します。引き出し回数が多い人は負担がもっと多くなります。今ほとんどゼロ金利なので、100万円預けないと200円の利子を1年間で稼げないです。ところが、労金はATMの手数料0円、大変お得です。ですから、是非、強制は致しませんけれどもご利用いただける方はご利用いただいた方がいいんじゃないかと思います。手続きは、労金の店舗に行ってください1円以上預けていただければ通帳は作れます。印鑑、健康保険証か運転免許証かパスポートのどれかを持っていいただくと、そこで通帳を作れます。そうすると、そこにお父さん、お母さんから振り込みをしていただくと皆さんが引き出しをする時は手数料0円となります。店舗が何処にあるかは皆さんインターネットで調べていただきたいと思います。

次に「ライフイベント」になります。皆さんは山大に入学をして卒業をして、これから結婚をする人しない人いるかも知れませんが、結婚をして出産、子育て、マイホーム取得、子供の教育、そして老後の生活の準備に入って老後の生活がスタートするという。このようにずっとこれから人生を歩むということになります。人生の三大資金と言われているものがあります。いろいろライフイベントがありまして、それぞれのところでお金が掛りますけれども、一つは教育資金です。自分自身の教育資金じゃなく、自分の子供の教育資金計画をどう立てるか。二つ目として、住宅資金の計画をどう立てるかですね。三つ目として、老後の資金の計画をどう立てるか。「教育資金」「住宅資金」「老後の資金」が三大資金と言われています。

例えばマイホーム取得費です。その取得をするためには、就職したら「財産形成貯蓄」、財形貯蓄と言いますが、こういう貯蓄をしていきたいと思いますということについて労金は支援をしています。実際に建てるとなった時には、貯蓄だけではなかなか足りないとなった時には出来るだけ安い利子で住宅ローンをお貸しいたしますよということになります。

それから教育資金です。教育資金は、現在文部科学省調べで言うと、幼稚園から高校までの15年間で公立で約504万円掛かります。大学に入る時は初年度だけで83万円掛かります。私立大学はその2倍くらい掛かりますという状況になっていますので、皆さんの親も借金をして皆さんに教育の支援をしている。あるいは皆さんも奨学金を借りていますが、今は教育ローンと同じですね。私の学生の頃はまだ返すべき奨学金と返さなくていい奨学金がありましたけれども、今は完全に教育ローンと同じような奨学金になっていますので、前の講座で話があったかどうかは分かりませんが、奨学金問題というものを我々今取り組んでいます。就職してから奨学金の返済で皆さん大変になっていますので、何とか解決をしようということをやっています。

そして老後の生活費ということで、これも今から、若い時から貯蓄をしていく。年金を補うものとして支援していく。あるいは退職金に対しては特別金利の商品を準備しています。労金の場合は年0.5%。今の普通預金の利子は0.025%の利子しかつきませんが0.5%という高い金利をつけて出来るだけ老後の生活に充てられるようにということを考えております。

## 8. 社会貢献活動の展開

もう一つは「社会貢献活動」を様々やっております。東日本大震災では、特別災害ローンということで約7,000人に対し、443億円の融資をしてきました。二重ローンと言うのは、ローンを組んで家を建てただけでも

家が流されてしまい、もう一度家を建てる。またローンを組まなければいけない。こういう二重ローンに対して相談会を開催して相談に乗る。義援金の振込口座の手料を免除します。あるいは、復興支援をしている、被災地の復興支援をしている団体に対して毎年度1団体30万円の10団体に対して支援をする。あしなが育英会「東日本大地震・津波遺児募金」を労金としても受け付ける。多重債務者への支援ということで貸金業法の改正ですね。上限金利が29.2%と非常に高金利だったんですけども、100万円以上の場合は15%に下げさせてきた。これも労働金庫や労働福祉団体、連合が中心となって運動を進めてきたということでもあります。さらに高金利からの借り換えということで、サラ金から借りているものを労働金庫が債務整理資金ということで低利子のを融資して借り換えをさせる。あるいは債務整理後の生活支援融資をする。返済をすると生活費に困りますので、その生活費を支援する。こういうことを行ってきましたし、今も行っているということです。

「自治体提携融資制度」という、基本的に労金は会員でないと融資が出来ないということですが、自治体から預託金をお預かりして未組織労働者に融資をするという制度も自治体と提携して作ってきました。「ふるさと奨学ローン」これは要するに教育ローンです。その教育ローンについて利子補給をする制度もあります。後で皆さん方にお返しをするということです。元金300万円で年2%だと年額6万円、年額最大で6万円皆さん方に利子を後で返済をしますという制度ですので、是非これをご利用いただければ非常に楽になるかなと思います。

「ふれあい預金」ということで、定期預金の店頭金利から30%を寄付をしていただいて、その金を元にして東北6県の福祉団体・福祉施設に寄付をするということで、今年度は44団体407万。累計で142団体1,367万円。山形県の場合は、これまでの累計で534団体7,657万円を福祉施設や福祉施設を支援をしている団体に寄付をしてきたという経過があります。「ろうきん杯学童軟式野球大会」「勤労者体育祭」も行ってまいりました。

私たち労金は、基本的に助け合いの社会をつくろうということで、ずっと設立以来やって参りました。生活応援運動や社会貢献運動。そういうことをしてお互いに助け合って生きていく社会をつくろうという理念の下にずっとやってきましたので、これからもその理念の下に労金を発展をさせていきたいと思っております。

## 9. おわりに

最後にですが、皆さんがこれからの社会をより良くしていく。より良くしていく社会変革の担い手だと思いますので、是非大学で基礎学力をつけて自分の頭で考える、自分の足で立つということをぜひ考えて欲しいと思います。社会に出ると応用問題です。社会に出ると応用問題ですが、応用問題というのは、基礎学力、基礎体力がないと応用問題は解けません。すぐ応用問題に走る傾向が今、国も大学も企業もそういう傾向にありますけれども、あまりそんなに慌てないで基礎学力をつける、基礎体力をつけるということを考えていただいた方が後々良いのではないかと私は思います。そのためにどうするかということで「歴史に学ぶ」ということ。「不易流行」という松尾芭蕉の俳諧の精神があります。「不易」とは、変えてはならないもの、不変のもの。「流行」とは、その時代に合わせて変えていかなければいけないもの。これをしっかり見極めるには、歴史に学ぶということが必要だと思います。そして、ノーベル賞受賞者はみんな共通して言っていますけども、失敗の連続だと。失敗の連続のなかで新しいことを発見、生み出していくんだと。そういう「失敗から学ぶ」「チャレンジ精神」ですね。そして「人間から学ぶ」。自分一人だけで生きていくということは不可能です。みんなで助け合っていくということがこの社会ですので、助け合い、支え合う精神を人間生活のなかで学んでいただければありがたいと思っております。

以上、労金の現状と課題についてお話をさせていただきました。ご清聴ありがとうございました。

## 「共済活動、たすけあいの現状と課題」

全労済山形県本部 本部長 熊澤 年啓

### 1. はじめに

皆さんこんにちは。全労済山形県本部の熊澤と申します。本日は連合山形の寄付講座「労働と生活」で、皆様と一緒に、学び気づきの多い講義にしてみたいと考えています。

テーマは「共済活動、たすけあいの現状と課題」で講義をさせていただきます。

講義に入る前に、突然ですが皆さんにお聞き致します。全労済のCMを、例えばテレビ、コンビニ、金融関係などで、見た・聞いたことがある方、手を挙げていただきたいと思います。はい、ありがとうございます。3分の2ぐらいということで、CM宣伝が足りなかったと感じます。まだまだ愛されていないし、まだまだ身近に感じられていないのが我々全労済かなと、今、皆様の手を挙げていただいた数を見て、思ったところです。

より身近に感じていただける様に、事例を2つほど講義に入る前にお話しをさせていただきますと思っています。まず一つ目ですが、皆さん学生ということでよく自転車に乗って通学、ショッピングなどと色々行かれると思います、身近に感じられる事例です。ある駅付近で高校生が歩道を走っている時に主婦とぶつかりそうになり、ハンドルを切ったところ、主婦のショルダーバックの肩紐にハンドルがタイミングよく引っ掛かり、その主婦が大怪我をしました。その時の賠償額が1,743万円もが支払われています。そして二つ目は、雷についてです。山形県で言いますと日本海側の庄内地方が結構雷の被害が多く発生しております。村山でも少々ありますが、比較的庄内が多く見受けられます。雷で何が起きるのかというと落雷による瞬停や停電が起き、テレビ、DVDレコーダー、パソコン等が一瞬にして壊れてしまうという被害が結構あります。その損害額は幅広く何千円から百万円超の損害もあります。私も5年前に新しくDVDレコーダーを買ったのですが、瞬停の落雷でその一台だけ壊れ4万円ほど給付をいただきました。このように予測できない、まさかの危険に対する備えが保険や共済です。その様な時に非常に役立つのだということを少し頭に入れていただきたいと思います。

そして、本日の目次、アジェンタでございますけれども、「全労済とは」から「共済と保険」、そして「防災と減災と全労済」このようなステップで話をさせていただきます。特に全労済は生活協同組合であるということをご理解していただきたいです。

### 2. 全労済とは

「1. 全労済とは」ですが、私も社章を付けているこの社章についてお話を致します。社章の意味は、これは、火災の炎をイメージしたもので、不慮の事故に対する労働者共済の使命を表しています。また円は、「支援」と「団結」を意味すると同時に内側から外側に伸びていることから、どんどん伸びて発展する姿がこめられています。そして数年前からイメージキャラクターが向井理さんに変更されました。これまでは中村雅俊さんでしたが、中村さんはシニア向けのCMに出演しています。今のメインは向井理さんになっています。

続いて、先ほどから「全労済、全労済」と言っておりますが、正式な名称は「全国労働者共済生活協同組合連合会」です。これは消費生活協同組合法に基づき、厚生労働省の許可を受けて設立された共済事業を行う協同組合です。全労済は、保障を扱う（生活協同組合）生協です。全国47都道府県に単位都道府県本部があり、それぞれで運用しています。

次に「協同組合」と先程からありました。労金の説明でも営利を目的としない組織とありましたが、具体的に言いますと「生活をより良くしたいと願う人びとが、自主的に集まって事業を行い、その事業の利用を中心にしながら、みんなで活動を進めていく」という意味を含めた『営利を目的としない組織』です。この営利を目的としない協同組合には、多くの内容があります。分野ごとに言いますと「農業」「漁業」「林業」「消費」「商工」です。協同組合の枠では、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合そして我々全労済が入っている枠は、購買生協、共済生協、大学生協というここに含まれます。大学生協と一緒に枠であることを頭の中に入れていただきたいと思っております。

次に「共済」「共済事業」とは何？となってくると思います。皆さんは、全労済という言葉は初めて聞いた時にどのようなイメージがわきましたか？私が初めて全労済という言葉を見た時は、共済も損保も全部ごっ



やで、どんな区分になっているかが全く分からないというのが本音でした。多分、本日お集まりの皆さんもなかなか区別がつかず分かりづらいなと思っているに違いないと思います。

「共済とは」「共済事業とは」とありますが、「共済とは」あらかじめ一定の金額を拠出していただき、協同の財産を全労済で準備し、万一の出来事に、協同組合の組合員がお互いに助け合って備え、支える仕組みです。そして全員で助け合っていくという仕組みを作ったのが「共済事業」となります。さらに、この共済事業の概念は、組合員がより豊かな生活を送るための総合的な生活保障へと拡大しています。

さて、共済掛金の構成の説明ですが、「純掛金」と「付加掛金」これを合わせて共済掛金となっております。「純掛金」とは、共済事故が発生した時に支払う共済金に充てるためのものです。具体的に言いますと、共済金支払いに充てられる金額で、異常危険率掛金と平均安全率掛金で構成されています。異常危険掛金は、台風や大火などの想定できない災害への備えの積み立てです。平均安全率掛金は、過去の実績の平均を基礎として算出しています。平均より多く災害が発生しても、共済金が支払えるように上積みしている掛金です。そしてこの「純掛金」は、年単位で剰余金が生じた場合は、割戻金で還元するしくみになっています。「付加掛金」とは人件費とか、あるいは先ほど言ったイメージキャラクターの向井理さんへのCM費などは、事業運営費として、この付加掛金から充てています。「純掛金」と「付加掛金」の双方の合計が共済掛金です。

私達、全労済が目指す保障の考え方についてですが、私達の生活を取り巻くすべてのリスクに対する保障を「私的保障」だけで賄おうとすると、少し無理があります。そんな無理をしないように企業内保障、企業あるいは労働組合の保障制度を取り入れて考え、公的保障、社会保険制度などをしっかりと把握しながら、この足りない部分を私的保障として全労済と一緒に考えていく、これが全労済がめざす保障の考え方です。全てを全労済共済で補うような提案をせず、しっかりと企業の保障、社会的保障というベースを捉えた上で、足りない部分を補っていきましょう。このような話を進めているのが全労済の考え方の一番のポイントです。具体的に言いますと、ライフスタイルに合ったライフプラン実現へのお手伝い、保障の充実と家計支出の軽減、無理なく準備できる本当に必要な保障を組合員の皆さんと考えることを目指しています。無理に強制的、しつこく何回も入って下さいとお願いするのではなく、共済内容などをしっかりと理解していただいて、お互い理解が出来た段階で判断をしていただくというやり方で進めています。

では、全労済には、どのような保障制度があるのですか？となる訳ですが、全労済には、6つの保障領域があります。具体的には、住宅・家財保障を中心に、遺族保障、医療保障、老後保障、自動車補償、障がい・介護保障の生活リスクに対する6つの保障領域です。見て分かって頂いたと思いますが、ほぼ普段生活しているリスクに対して全部補える保障があるというのが我々全労済の特徴でございます。家族全員、家丸ごと、全労済一つで間に合う。これが全労済の良いところでありまして、いろんなライフデザインに合わせて、共済を組み立てできるファイナンシャル・プランナーという資格を持つ職員がおります。色々な相談をおこなえば、的確にどのような共済がいいのなど、色々な角度から保障設計と一緒に考えていきますので、是非とも全労済を活用していただきたいと思っております。

### 3. 生協法の概要

少しだけ歴史を振り返ります。生協法の概要ですが、生協法は1948年に制定になりました。その後、2008年4月に新しい生協法に変わっています。改正になった理由は簡単です。60年間ずっと同じ規則でやって来て、これまでの生協法では、もう合っていない内容が多くなった。大きく内容が変わったのが2008年です。その時に、どのように大きく変わったかといいますと労福協の鈴木専務より話をいただいているのではないかなと思います。新たに4つ大きく内容が変わりました。①運営機能の強化②監視機能の強化をやって行かなければならないということ。そして③経営の更なる健全性を確保しなければならない。④円滑な事業実施もしていかなければならないということなどです。全労済としても、この改正から事業体として見直しをかけながら効率の良い仕事。あるいは、法遵守を進めている次第です。

しかしながら、この大きく新しく変更されても変わっていない条文があります。それは3つあります。①第1条の目的、②第2条の組合員基準、③第9条の最大奉仕の原則ということで、この3つは生協法が変わっても変わっていない。それだけ重要な条文ということなんです。

この3つについて順番に話を致します。まず、はじめに第1条目的です。「この法律は、国民の自発的な生活

協同組合の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする」となっております。自発的な組織とは、他人から強制されるのではなく自らの考えによって行動する。

そして、生活の協同とは、日々の暮らしの全般にわたって知恵を出し合い、力を合わせてより良いものにするための組織を作っていきますというので、この第1条は変わっておりません。

次に、第2条におきましては、6つ程ありますが、重要視したいのが(1)「一定の地域又は職域による人と人との結合である。」ということ。そして(3)「組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。」(5)は「組合員の剰余金を割り戻すときは、主として事業の利用分量により、これを行うこと。」ということ、全てオープンの中でやっていくとなっております。また、特定の政党の為に使用してはならないということ。これは変わっておりません。

第9条です。これは先ほど言いましたように、組合は、その行う事業によって、その組合員および会員（以下、組合員と総称する。）に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としての事業を行ってはならない。非営利の原則という条文、ここも変わっていない内容です。

#### 4. 共済と保険

次に、(1)共済と保険の仕組みについてです。共済と保険の共通点と違う点をお話いたします。まず、はじめに共通点、考え方の同じところですが、①リスクの発生率と損害程度に応じてコストを、共済掛金又は保険料というかたちで加入者は負担をしよう②共済掛金または保険料からリスクに遭遇した人に共済金または保険料が支払われる。この2つに関しては、まったく基本的な枠組みは一緒です。しからば、どこがどう違うのか？ということになります。

一番大きく違う点は、比較した場合にこの事業の展開の在り方。ここがまず一点目として大きく違っています。共済は、特定の地域や職域でつながる組合員という限定された方を対象に共済を提供していく。一方、保険は、不特定多数の方々を対象に保障を提供していくと。詳しく言いますと、特定の地域とは、我々全労済は、山形県本部は山形県の地域の方々だけにしかこの共済に加入していただくことが出来ないということ、なので特定の地域となります。例えば、山形県本部で仙台の人を共済に加入くださいということは出来ませんよとなります。一方、保険は、全国どんな県でもいいので、山形県私が仙台の方々に参加して頂けるという様に幅広い地域の方々を加入できるのが保険です。これを不特定多数という表現で表されております。

資金運用の仕方も若干違っています。我々全労済は、公社債ということで、国債を中心とした安心できる運用方法をやっております。一方、保険は、大企業株式取得や貸付金などでうまく運用を回している。昨年末までは、株価が好調だということで、保険会社の方は、利益が前年比二割、三割増しということになっております。全労済は、国債が中心ですのでリスク回避を念頭に置きながら運用しています。全労済も保険会社程では有りませんが利益を確保出来ています。全労済は大企業株式取得や海外株取得を大きくしないのか？なぜかと言いますと、2008年のリーマンショックの時に、外資系の株価が大幅に下がり大きいダメージを受け、組合員さんに迷惑を掛けたという反省があり、今は、公社債を中心とした運用を行っています。

そして遵法すべき法の守りは、私達共済は、生協法・保険業法の2つですが、保険の方は保険業法のみとなっております。パワーポイントに記載しているこの5つの点が違う点です。したがって、それぞれ呼び名も違っています。生命共済を生命保険とか、自動車共済を自動車保険、共済掛金を保険料、など全て違っています。保険業界では、話す時はすべて生命保険、火災保険、自動車保険ときまして、保険料となります。共済は、全て共済が付きます。生命共済、火災共済、自動車共済、共済掛金、共済金などとなります。ここを覚えていただきたい。

#### 5. 全労済の概要

全労済の概要でございますけれども、2014年度の決算を見ますと保有契約件数が3,317万件、総資産が3兆5,151億円。受入共済掛金が5,959億円です。非常に安定して安全な共済であるということでございます。何が安全ですかと言いますと、ここには記載していませんが、支払い能力が14倍ほどあるとなります。この支払い能力というのは、非常に言い方は失礼なのですが、東日本大震災の時に払った金額の14倍の払う能力があるということで、非常に国際的にも評価されているのが全労済です。



続いて、これは理念と信条ですが、「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」は、全労済の変わらぬ価値観（最上位概念）であり、信条は、この理念を実現していくための私たち全労済職員の行動規範です。

## 6. 全労済のあゆみ（全国）

ここで、全労済（全国）の歩みについて簡単に話をさせていただきます。助け合いの共済が今日あるのは、賀川豊彦氏がイデオロギーを超えて作り上げていったからと言われております。賀川豊彦氏は、日本の協同組合の父と呼ばれています。そして、なぜ労働組合が出来たかというの、先ほど労金の大泉本部長から説明があったような内容で労働組合が出来ております。もし、労働組合や、共済に非常に興味のある方は、この賀川豊彦さんの本や、神戸に記念館もありますので是非足を運んで勉強していただきたいです。非常に分かりやすい講義もお聞きいただけます。因みに賀川豊彦氏はノーベル賞の候補に3回ほど名前が上がったのですが、最終的にはいろんな条件が合わず、賞は取れませんでした。共済（助け合い）という意味では非常に有名な方ですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、全労済は、大阪から生まれたのが始まりでございました。なぜ大阪で生まれたのかですが、当時の労働者の住居は、昔の建物は木造の薄い家で粗末な家屋が非常に多かったこと。そして火事も多い中で、その板一枚のような住宅です。火が付くと一瞬にして全焼してしまうとか、一瞬にして燃えてしまうということでした。火災保険に入りたいけれども、なかなか高く入れない。そしてまた、火災保険会社もそういう住宅には加入してほしくないという、こういうことが起きていました。それだったら自分たちでお金を出し合って、助け合いの組織を作ろう。それが始まりとお話を聞いています。適正な保障、お手頃な掛金、働く者の連帯強化という強い絆から生まれたのが共済であり、全労済が大阪で生まれた理由です。

全労済は、1957年9月29日に発足致しました。全国での統一は1976年6月30日になります。また、山形県の全労済の歩みはどうだったのか？山形県の全労済は、1957年6月4日に創立総会を開催し創立致しました。当時の活動方針が火災共済は2万口を目標に、加入者数目標を1万人にして運営を開始致しました。そんな中、庄内地区田川炭坑住宅で大火が発生し、罹災者23名。山形県の全労済が創立して2年足らずでなかなか資金も無い中での火災でした。当時としては、最大の試練でありました。東北労働金庫や労働組合からお金を借りながら、組合員さんに支払いをおこなったと聞いております。そして当時の全労済の職員の方々は、『負債は、いつかは返せるが、失った信頼は永久に取り戻せない』という考えで取り組みました。この考えは今なお脈々と引き継がれています。

そんな中、皆さんは多分記憶には無いと思いますが、40年前に酒田大火で267名の方が組合員として罹災されました。そのうち213名の住宅が全焼ということで給付総額が4億2400万となりました。これもだいぶ厳しい状況でしたが、全国にある全労済各県本部から協力をいただきながら迷惑をかけることなく支払いが出来たということ、改めて全国規模のスケールメリットを生かした取り組みが出来たと思ひます。また、全労済は、防災・減災活動にも取り組んでおり、毎年、大火や災害を風化させない取り組みとしてぼうさいカフェを実施しています。今年は酒田地域で開催いたしますので、機会のある方は、是非参加して下さい。

次に、阪神大震災について少しだけ話しますと、ちょうど20年ぐらい前になりますので、皆さんは生まれたばかりで、震災に遭遇していないので、多分ネットやニュースあるいはご両親から聞いているだけの話になるかとは思ひます。阪神淡路大震災は、死者が6,400名、家屋倒壊が24万8千という非常に大きい震災が起きました。全労済は、大規模災害発生後直ちに、少しでも早く罹災者の助けができるよう、早急に災害対策本部を設置しました。全国の職員が支援要員として現地に動員され、罹災者宅を1軒1軒訪れてお見舞いと調査にあたりました。共済金と見舞金の支払総額が185億円ということで、より早く安全に生活できるようみんなを力合わせて対応してきたというのがこの阪神淡路大震災での罹災調査でありました。この阪神淡路大震災から新しく出来た支援法があります。これは、ちょっと字が小さいのですが、被災者生活再建支援法という制度です。これは、全労済グループや日本生活協同組合連合会や連合や兵庫県の4団体が署名を行いながら法案を通常国会にかけ、可決成立をしていたという内容になります。これは非常に良い支援法でしたが、地震を中心とした災害への支援法であり、一方でその他の自然災害にはあまり適合しない支援法です。記憶に新しいのは、茨城県で今年の夏に川が崩壊して住宅が流されたことや床上浸水したことは、皆さんご存知ですよ？この再建支援法で問題になっている内容が2015年1月11日の日経新聞に載っていましたので紹介

します。この問題というのは、災害規模が大規模災害になると支援金が給付されますが、認定されないとまったく給付されないということになります。どういうことかと言いますと、今茨城県で問題になっているのが、家屋が大規模災害適用の全壊なのか、大規模半壊なのか、適用外の半壊なのか区別が揉めているということです。この大規模で全壊とは、家屋が全部流されたとか、一階の天井まで水に浸かった分に関しては、全壊という認定で適用になり、最大300万円程の補償金が給付される。また大規模半壊ということで、床上1メートル水に浸かると半壊ということで最大250万円給付されます。ここまでは、この制度の良いところでなんですが課題があります。課題とは、半壊です。これは1メートルに満たない、例えば55センチとか54センチは、大規模災害に認定されずに、半壊扱いで補償がないということです。茨城県では、実に床上浸水した家の8割以上が大規模に認定されずに給付されていない状況です。家財などは、水に浸れば1メートルであろうが、30センチでも使い物にならないのは一緒であること。今一度、これを見直ししなければならないということです。労福協の方でも話があったかは分かりませんが、もう一回見直しを掛けましょうよということで、昨年から署名運動をおこなっています。労福協、労金、全労済含めて労福団体で、この制度を改定させたい思いがあります。社会的保障の見直しへの運動もおこなっています。

次に東日本大震災のお話を致します。もう5年が経とうという時期ですね。全労済は、支払金額総額で1,265億円。昨年度一年だけでも8億円の支払いをおこなっています。『最後の一人まで全労済は全力をあげて被災者対応を行っていくこと』を力強く今尚推進してまいります。いろんな困っている人を、一日でも一分・一秒でも早く普通の生活に戻していきたいという強い思いで取り組んでいます。

## 7. 防災と減災と全労済

防災と減災と全労済ということで、最後の項目になります。災害は、大きく二つに分けることができると言われております。一つは、人的災害。内容は、火災、爆発、伝染病など。二つ目は自然災害とは、地震、津波、台風、雪害。これまで全労済が共済普及活動と同時に取り組んできた防災とは、被害を出さないようにすることが目的で、主として火災を防ぐことを行ってきました。火を消す、あるいは、消火活動とか危険箇所を調べるなど、こういうことは地域や学校で小学校とか幼稚園の時からおこなってきました。全労済では、先ほどの阪神淡路大震災以降、減災という取り組みが重要であると認識しました。なぜかと言いますと、自然災害は防ぐことが出来ないのも、もし発生した時に被害を最小限に抑えていきましょうよという観点から変わりました。

そして、この減災には、大きく三つの対応が必要です。まず①の対応は、発生前は、家族でどこに避難したらいいのか。備品はどこに置いていたらいいのかなど、常に話をしていこう。これが大事ですよということ。そして家具の転倒防止。ちゃんと転倒防止が付いているかどうか、ここもしっかり見ていただきたい。備品は、もう一年も経っている水を置いていないかどうか、常に入れ替えをしながら備品を家族全員で準備するという事です。次に②発生した時にどうするか？ですが、まずは自分の身を守る、安全な場所に逃げる事。揺れが落ち着いたら火を消して下さい。慌てないでやってください。安全な場所に身を守るというのが第一条件であります。そして③発生後の対応ですが、ラジオを聞けるならばラジオ、スマホで情報が見られるならスマホで、情報を正しく入手し、今自分の家や避難場所の近くがどのような状況になっているのか、そんなことも判断基準に入れてほしいと思います。そして、負傷者がいて自分が元気ならば助けていただきたい。震災や災害が発生した場合全労済の対応は、『経済的にお役に立ち、一日でも安心な生活ができるようにお手伝いをしています。』と考えております。

## 8. 最後に

短時間で専門用語が多く出てきましたので、皆さんには分かりづらい点等があると思いますが、少しでも全労済活動に興味を持っていただきたいと思います。また、冒頭お願いを致しましたが、全労済は生活協同組合であることを理解していただけたら幸いです。以上をもちまして終わらせていただきます。

お手元に固定用パットをお渡しいたしました。自分の住んでいるアパート、実家で固定されていない製品をしっかり確認しながら固定していただき、自ら減災活動をおこなってください。減災活動を積極的にこなしていただく事を最後の最後にお願ひ申し上げ全労済の講義とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。